

農業委員会名簿

出席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	渥 美 誠	
出席	副 会 長 (職務代理者)	田 中 光 義	
出席	副 会 長	辻 義 則	
出席	副 会 長	伊 藤 豊	
出席	委 員	鷺 野 則 美	
出席	委 員	服 部 貢	
出席	委 員	浅 井 佐智子	
欠席	委 員	三 輪 時 広	
欠席	委 員	大 橋 一 之	
出席	委 員	加 藤 博 由	
出席	委 員	伊 藤 里 海	
欠席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	日 榮 隆 広	
出席	委 員	加 藤 さゆみ	
出席	委 員	沖 龍 彦	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	横 井 誠
課長補佐（事務担当）	伊 藤 光
主 査（事務担当）	渡 邊 有 美 子
主 事（事務担当）	礪 川 湧 生

発言者	内 容
	<p>1. 開催日時 令和4年2月21日（月） 午前9時00分から午前9時30分</p> <p>2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室</p> <p>3. 出席委員（12人）別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員（ 3人）別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第 33号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第 34号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 決定第 11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 5 専決報告 1. 農地法第3条の3の規定による届出 2. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 3. 現況証明願</p> <p>日程第 6 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知 2. 農地法第5条関係取下願 3. 農地法第5条関係取消願</p> <p>6. 農業委員会事務局職員（ 4人）別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 伊藤 光 主査 渡邊有美子 主事 礪川湧生である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会（午前9時00分）</p> <p>事務局長 定刻となりましたので、只今より、令和4年2月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により渥美会長さんをお願いします。</p> <p>会長さん宜しく申し上げます。</p> <p>会長 《会長あいさつ》</p>

<p>会長</p>	<p>それでは、本日の出席者数は（15名中12名）で、定足数に達しておりますので、只今より2月定例農業委員会を開会します。</p> <p>審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声》</p> <p>それでは、 議席番号 12番 加藤 さゆみ 委員 議席番号 13番 辻 義 則 委員</p> <p>を指名しますので宜しくお願いします。</p> <p>それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。</p> <table border="0"> <tr> <td>議案第33号</td> <td>農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>議案第34号</td> <td>農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>決定第11号</td> <td>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について・・・・・・・・・・</td> <td>16件</td> </tr> <tr> <td>専決報告</td> <td>1. 農地法第3条の3の規定による届出・・・・・・・・・・</td> <td>12件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出・・・・・・・・</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>報告</td> <td>1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・・・</td> <td>9件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2. 農地法第5条関係取下願・・・・・・・・・・・・・・・・</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3. 農地法第5条関係取消願・・・・・・・・・・・・・・・・</td> <td>2件</td> </tr> </table> <p>それでは、議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請10件について審議をお願いします。なお、議案番号10番については、総会規則第17条の「議事参与の制限」に該当します。先に、議案番号1番から9番の審議を行います。事務局より説明をお願いします。</p>	議案第33号	農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	10件	議案第34号	農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	6件	決定第11号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について・・・・・・・・・・	16件	専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出・・・・・・・・・・	12件		2. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出・・・・・・・・	5件		3. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1件	報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・・・	9件		2. 農地法第5条関係取下願・・・・・・・・・・・・・・・・	1件		3. 農地法第5条関係取消願・・・・・・・・・・・・・・・・	2件
議案第33号	農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	10件																										
議案第34号	農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	6件																										
決定第11号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について・・・・・・・・・・	16件																										
専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出・・・・・・・・・・	12件																										
	2. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出・・・・・・・・	5件																										
	3. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1件																										
報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・・・	9件																										
	2. 農地法第5条関係取下願・・・・・・・・・・・・・・・・	1件																										
	3. 農地法第5条関係取消願・・・・・・・・・・・・・・・・	2件																										
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》（1番から9番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明）</p> <p>以上、9件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>																											
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案番号 1番から9番 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>（発言なし）</p>																											

<p>会長</p>	<p>宜しいでしょうか。 それでは、議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請 1番から9番 について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案番号 10番 について、審議をお願いします。関係委員は 退席をお願いします。</p> <p>《関係委員 退席》</p> <p>それでは、議案番号 10番 の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》(10番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地 目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)</p> <p>以上、1件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許 可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案番号10番について説明させていただきました、何かご 質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請 10番について 賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>それでは、関係委員に入ってもらってください。</p> <p>《関係委員 着席》</p> <p>続きまして、議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請 6件につい て審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>

事務局

《事務局説明》（1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は、昭和36年より愛西市内において、建築鉄骨加工業をしております。現在本社東資材置場に、原材料となる大型の鋼材から小型の鋼材まで置いていますが、大型の鋼材は移動させるための通路及び置くための広いスペースが必要となります。しかし、鋼材の在庫が多くなり、小型の鋼材を置くスペースを確保できなくなり、大型の鋼材の移動用通路にまで鋼材を置いてしまっています。非常に作業効率が悪く、危険な状態となっています。そこで小型の鋼材用の新しい資材置場の確保が急務となっています。申請地であれば工場・資材置場に隣接しており、周辺の農地への影響も少ないことから今回の申請に至りました。今般の申請にて申請地を買い受け、資材置場として利用する計画です。

（2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は、名古屋市守山区に本店を置き、建築・建設全般に関する業務を行っています。特に最近ハウスリフォームに係る外壁塗装や、外構工事・造園工事の受注が高まっています。愛知県西部での仕事量も増えてきているので蟹江町にて支店を設けることになり、それに伴って近くに資材置場も必要となってきました。幸いにも当社役員所有の利用していない土地を資材置場とするに至ったのですが、道路に面しておらず、道路に出るためには申請地を利用する必要があります。土地所有者に事情を説明したところ快諾を得ることができました。今般の申請にて申請地を借り受け、進入路、駐車場及び資材置場として利用する計画です。

（3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申出者は平成30年より津島市で解体工事業を営んでいます。現在使用している事業地の土地所有者より返却を求められたため、早急に代替用地を検討する必要がでてきました。現状でも、各現場から運ばれた資材を仕分けし、それぞれの保管場所へ置き搬出するための場所が現在は不十分な状態です。また、事業用の車両は仕分け作業の妨げとなるため、別の場所に駐車させることが望ましく、車両用駐車場も必要です。以上のような条件に対応可能な面積の物件を探していましたがなかなか見つけることができませんでした。そんな折に申出地の紹介を受け、面積としても適当であり、選定いたしました。また、先行して利用している隣接地のみでは不足しており、今回の申請に至りました。今般の申請にて申請地を買い受け、資材置場、仕分け場および駐車場として利用する計画です。

（4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は昭和49年より前身の会社名にて運送業を営んでおり、名称変更、経営者変更を経て令和3年より現在の会社名で事業を行っております。貨物の運送事業を行っておりますが、弥富市の既存の事業敷地は親会社の敷地の一部を使用しており、非常に不自由な状態です。このような状態を解消するために用地を探したところ、現在の事務所の隣接地の所有者の方より譲ってもよいとの言葉をいただきました。今般の申請にて申請地を買い受け駐車場及び資材置場として利用する計画です。

	<p>(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は令和3年より申請地の隣接地にて老人デイサービス事業を始め、20人が希望日に通所し、社員が朝夕送迎しています。現在は施設の玄関前に駐車スペースがありますが、そのために送迎車が転回するスペースがなく、混雑しており、事故が起こらないか非常に心配される状況になっています。このような状況を改善するべく近隣をあたったところ、申請地が見つかり、快諾を得ることができました。駐車スペースを申請地へ移動し玄関前で人や車の流れを改善する計画です。今般の申請にて申請地を買い受け、駐車場として利用する計画です。</p> <p>(6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は平成19年に歯科医師免許を取得し、現在はあま市の歯科医院に勤務しております。独立開業するにあたって、面積や来院が見込める土地を探しましたが、なかなか見つかりませんでした。そんな折、申請地の所有者の方より、譲ってもよいとの返事をもらうことができました。歯科医院の患者さんには愛西市の方もいることや、申請地周辺に土地勘があること、安定した来院数が見込めること、また他の農地への影響も少ないため、最適地として選定しました。今般の申請にて申請地を買い受け、歯科医院を建築する計画です。</p> <p>以上、6件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第34号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
委員	<p>(挙手) 議案番号1番と3番の申請地が1,000㎡以上のため、周知条例の状況を教えてください。</p>
事務局	<p>両方とも周知条例は終了しています。</p>
会長	<p>その他、宜しいでしょうか。 それでは議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請 6件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、決定第 11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>

事務局	<p>《事務局説明》（1番から16番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明）</p> <p>決定第11号の農地利用集積につきましては、件数も多いため、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号1番から16番、全体筆数は73筆、面積は89,326㎡です。</p> <p>愛知県農業振興基金が一次借受人となっています。耕作人として、16名の方々が借り受けております。内容につきましては、作物は 水稻、レンコン、野菜です。愛知県知事同意は令和4年2月3日、愛知県農業振興基金同意は令和4年2月4日、公告年月日は令和4年2月28日、契約開始年月日は令和4年3月1日となっております。権利の内容は、賃借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。</p> <p>なお、この事案につきましては農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各要件をすべて、満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より決定第 11号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第 11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。</p> <p>全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告 3件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(専決報告 農地法第3条の3の規定による届出 1番から12番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、12件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 1番から5番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、5件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番の願出者住所氏名・所在地、地目、面積、事由、現地確認年月日、証明年月日を朗読説明) 以上、1件の届出を受理いたしました。</p> <p>なお、この事案につきましては、事務局にて申請書類及び現地を確認し、証明させていただきました。以上で説明を終わります。</p>

<p>会長</p>	<p>只今、専決報告 3件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 3件 について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から9番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、9件の合意解約を受付いたしました。</p> <p>(報告 農地法第5条関係取下願 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、取下げ事由、備考を朗読説明) 以上、1件の取下願を受理いたしました。</p> <p>(報告 農地法第5条関係取消願 1番、2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、取消事由、備考を朗読説明) 以上、2件の取消願を受理いたしました。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、報告 3件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。</p> <p>これをもちまして、2月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午前9時30分)</p>

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和4年2月21日

会 長 渥 美 誠

議事録署名者

議席番号 12番委員

加 藤 さゆみ

議事録署名者

議席番号 13番委員

辻 義 則